

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名		職員の旅費に関する条例	
条 例 番 号	昭和 31 年神奈川県条例第 26 号	法 規 集	第 2 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 204 条第 3 項及び地方公務員法第 24 条第 6 項に基づき、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	旅費の額は、旅行中の費用を償うための費用の弁償として、国の制度等との均衡を図り、鉄道賃等は旅客運賃等により、宿泊料等は定額により支給しており、適正なものである。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	旅費の計算について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するなど、簡素で効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、職員の旅費に関し、必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、職員の旅費に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他の見直し結果			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	旅費の額等の適正化に努めるため、見直しを適宜検討し、改正を行っていく。
次回見直し予定		平成 25 年度	見直し規定の有無
			有 無